

令和 8 年 8 月 2 8 日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公関係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年 9 月 4 日（金）までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和 8 年 8 月 2 1 日（金）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和 8 年 8 月 2 5 日（火）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
政官要覧「令和 8 年秋号」に関して、法務省が政官要覧社に提供した原稿（決裁の鑑を含む。）
- 4 行政文書の保有状況について
上記 3 について、請求日時点において、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は所得しておらず、保有しておりません。
なお、本月末には作成が完了する予定であることを情報提供いたします。
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。
- 5 開示請求手数料について
上記 3 の請求を維持される場合、開示請求件数は 1 件（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）、開示請求手数料は 3 0 0 円となります。
現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙 3 0 0 円分を受領していますので、過不足はありません。
なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙 3 0 0 円分を返戻いたします。

別 紙

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和8年8月28日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり回答します。

※☐にチェックを入れて回答願います。

☐ 意思確認書記3の請求を維持する。（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）

☐ 本件開示請求を取り下げる。